



(2) 法人タクシーと路面電車との衝突事故①

6月15日（金）午前11時00分頃、岡山県の県道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、右折を開始したところ、後方から直進してきた路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はなし。

現場は右折禁止の交差点で、事故は当該タクシーの運転者が後方を十分確認せずに右折を開始したため発生した模様。

(3) 法人タクシーと路面電車との衝突事故②

6月16日（土）午前10時25分頃、広島県の国道交差点において、同県に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、Uターンを開始したところ、後方から直進してきた路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はなし。

事故は、当該タクシーの運転者が後方を十分確認せずにUターンを開始したため発生した模様。

(4) 法人タクシーの横転事故

6月19日（火）午前1時15分頃、東京都の都道において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、運転者が助手席に置いていた飲料水を取ろうと目線をそらしたため、道路左側縁石に前輪が乗り上げ、車両の右側面を下にした状態で横転した。

この事故による負傷者はなし。

(5) 法人タクシーの死傷事故

6月19日（火）午前10時44分頃、東京都の区道交差点において、都内に営業所を置く法人タクシーが空車で運行中、左方向から当該交差点に進入してきた自転車と衝突した。

この事故により、自転車の運転者が死亡した。

現場は、住宅街にある信号機の設置されていない、見通しの悪い交差点であった模様。

(6) 法人タクシーの衝突事故

6月19日（火）午後1時05分頃、長崎県の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せ運行中、左カーブにさしかかったところで、センターラインを超えて対向車線に進入したため、対向車両と衝突した。

この事故により、当該タクシーの乗客が重傷を負い、対向車両の3名と当該タクシーの運転者の計4名が軽傷を負った。

事故は、当該タクシーの運転者が漫然と運転したためカーブに気付かず進行したことにより発生した模様。



公表いたします。

## 記

### ○ 重要調査対象

- ・トラクタ・バンセミトレーラの追突事故（香川県観音寺市）
- ・中型トラックの追突事故（山口県下松市）
- ・トラクタ・車両運搬セミトレーラの対歩行者事故（大阪市住之江区）
- ・大型トラックの追突事故（静岡県焼津市）

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000346.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000346.html)

---

(3)「指導監督指針」及び「指導監督マニュアル」を一部改正  
(配信日：H30.6.1)

国土交通省では、

- ・睡眠不足による重大事交通事故の発生
- ・事故発生時や積雪時等の緊急時の対応が不十分である事案の発生
- ・被害軽減ブレーキ等の運転支援装置を備えた車両の普及

などを踏まえ、「自動車運送事業者が運転者に対して行う指導及び監督の指針」(告示)に、これらに対応する内容を追加するための改正を行いました。

また、同指針の具体的な実施事項等を示した「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」についても、指針の改正に関する内容の追加をはじめ、指導監督に活用できる内容を追加する改訂を行いました。

各事業者様におかれましては、下記のURLより告示の改正内容について確認いただき、運転者に対し必要な指導監督を適切に実施するようお願いいたします。また、指導監督にあたっては、改訂版のマニュアルを是非ご活用ください。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000344.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000344.html)

---

(4)「睡眠不足に起因する事故防止対策の強化」に関する「よくある質問」について

(配信日：H30.6.1)

居眠り運転に起因する事故を防止し、また、働き方改革を進める観点から、運転者の睡眠時間の確保についてバス・タクシー・トラック事業者の意識を高めるため、平成30年6月1日（金）から睡眠不足に起因する事故の防止対策を強化することとし、旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正したところです。

今般、対策の強化に関する「よくある質問」を作成しましたので、お知らせします。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ <https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03sleep/index.html>

※旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則を改正については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02\\_hh\\_000341.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000341.html)

---

(5)「不正改造車を排除する運動」強化月間（6月）が始まります～特に違法マフラーの排除に向けた取組みを強化～

（配信日：H30.6.1）

国土交通省では、6月を『不正改造車を排除する運動』の強化月間として、関係省庁、自動車関係団体等と連携し、全国で集中的に街頭検査を実施するなど、平穏な生活環境を破壊する原因となっている違法マフラーなどの排除に向けた取組みを強化します。

※詳細については、下記リンク先をご覧ください。

→ [http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09\\_hh\\_000182.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000182.html)

---

(6)三菱ふそう製 大型・中型バスのセンターメンバー腐食に対するリコールについて

（配信日：H30.5.25）

三菱ふそう製 大型・中型バスについて、緩衝装置の取付部（センターメンバー）の防錆措置が不十分であるため、雨水や融雪剤などの影響により腐食が進行し、最悪の場合、センターメンバーが破断してハンドル操作ができなくなるおそれがあることから、三菱ふそうにおいて検証中であったものの早急に対策を行うべく、暫定措置として、9,562台についてセンターメンバーの防錆措置を実施する等のリコールが平成29年2月14日に届出されたところです。



配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。  
( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html> )

**【参考】**

\* 自動車局ホームページ

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html> )

\* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

( <http://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html> )

・ フリーダイヤル受付 0120-744-960

( 平日9:30~12:00 13:00~17:30 )

・ 自動音声受付 03-3580-4434 ( 年中無休・24時間 )

\* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

